



県章

# 山形県公報

平成28年11月11日（金）  
第2796号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁福祉課）…1217
- 争議行為を行う旨の通知……………（雇用対策課）…1218
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同
- 二級建築士の免許の取消し……………（建築住宅課）… 同
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）…1219

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則…………… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の解散……………1220
- 資金管理団体の指定の取消し……………1221

### 公 告

- 平成28年度自衛官候補生の募集……………（市町村課）…1222

## 告 示

### 山形県告示第931号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
社会医療法人公徳会 南陽市栲塚948番地の1	公徳会米沢就労支援センター 米沢市下花沢二丁目134番7	就労継続支援（B型）	20名	平成28. 11. 1

**山形県告示第932号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全日本自治団体労働組合日本海総合病院職員労働組合執行委員長戸塚秀樹から、争議行為を行うことについて、平成28年10月31日次のとおり通知があった。

平成28年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 事 件  
国、山形県又は酒田市に準拠した賃金制度・労働条件の実現等の要求に関する件
- 2 期 間  
平成28年11月22日午前8時30分から午前9時30分まで
- 3 場 所  
地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構日本海総合病院  
酒田市あきほ町30番地
- 4 概 要  
救急対応等のため必要とする人員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ及びこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

**山形県告示第933号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡小国町大字玉川新田
- 2 公共測量を実施する期間  
平成28年10月28日から平成29年2月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量 2級基準点測量5点及び3級水準点測量5点

**山形県告示第934号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡小国町大字足水中里
- 2 公共測量を実施する期間  
平成28年10月31日から平成29年2月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量 2級水準点測量4点及び3級水準点測量2点

**山形県告示第935号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成28年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成28年11月2日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
結城 勝美 第5500号

- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

#### 山形県告示第936号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成28年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第167号  
2 指定の場所 寒河江市大字寒河江字小和田58の一部、59-1の一部  
3 道路の現況 幅員 4.0メートル以上6.0メートル以下  
延長 99.83メートル  
4 指定年月日 平成28年11月1日

## 公安委員会関係

### 規 則

銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月11日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 眞 一 郎

#### 山形県公安委員会規則第6号

##### 銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関する規則（平成4年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則」を「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則」に改める。

第2条第4号を削り、同条第5号中「第11条第1項第6号」を「第11条第1項第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「第11条第1項第6号」を「第11条第1項第4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号を削り、同条第8号中「第11条第1項第11号」を「第11条第1項第13号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第9号中「第11条第1項第12号」を「第11条第1項第14号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第10号中「第11条第1項第12号」を「第11条第1項第14号」に改め、同号を同条第8号とし、同条第11号中「第11条第1項第13号」を「第11条第1項第15号」に改め、同号を同条第9号とし、同条第12号を同条第10号とし、同条第13号を削り、同条第14号中「第42条（府令第109条及び第115条）」を「第41条（府令第108条及び第114条）」に改め、同号を同条第11号とし、同条第15号中「第76条第1項第6号」を「第76条第1項第4号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第16号中「第101条第4項」を「第100条第4項」に改め、同号を同条第13号とし、同条第17号中「第103条第5項（府令第104条第2項）」を「第102条第5項（府令第103条第2項）」に、「模造けん銃（模擬銃器）製造等廃止届出書」を「模造拳銃（模擬銃器）製造等廃止届出書」に改め、同号を同条第14号とする。

第3条を次のように改める。

（申請書に添える写真の提出部数）

第3条 法第4条第1項第1号又は第4号（空気拳銃に係る部分に限る。）の規定による許可を受けた者が府令第33条の規定により許可証の再交付を受けようとするときに添えなければならない写真の提出部数は、1枚とする。

第5条第4号中「（第24条の2第8項）」を「（法第24条の2第8項）」に、「あつては」を「あつては」に、「一時保管した及び」を「一時保管した、法」に、「提出された」を「提出された」に、「けん銃部品」を「拳銃部品」に改め、同条第5号中「及び法」を「及び」に改め、同条第11号中「第108条」を「第107条」に改める。

第7条第1項の表中「疑いの」を「疑いが」に改める。

別記様式第3号の2を削る。

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号 削除

別記様式第11号を次のように改める。

様式第11号 削除

別記様式第14号中「模造けん銃（模擬銃器）製造等廃止届出書」を「模造拳銃（模擬銃器）製造等廃止届出書」に改める。

別記様式第28号を次のように改める。

様式第28号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

殿

山形県公安委員会 印

解 嘱 通 知 書

銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱します。

解嘱する理由	
--------	--

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として提起することができます（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。なお、この処分に対して上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成28年11月11日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
維新の党山形県総支部	川野裕章	平成28. 3. 27

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
こだま太後援会	児玉太	平成27. 4. 10
鈴木むつお後援会	松木茂	平成27. 4. 30
竹田ひろいち後援会	増田源幸	平成27. 10. 23
笹原みつまさ後援会	笹原光政	平成27. 12. 20
岸宏一長井市後援会	横澤浩次	平成28. 2. 2
岸綾子後援会	伊東三之助	平成28. 3. 31
夢のある米沢をみんなでつくる会（安部三十郎後援会）	齋藤喜一	平成28. 5. 10
岸宏一後援会	山田正博	平成28. 8. 2
酒田・飽海地区岸宏一後援会	新田嘉一	平成28. 8. 2
岸宏一寒河江市後援会	佐藤誠六	平成28. 8. 2
小国町岸宏一後援会	加藤功	平成28. 8. 2
岸宏一飯豊町後援会	菅野富士雄	平成28. 8. 2
真室川町岸宏一後援会	佐藤忠吉	平成28. 8. 5
西村まさみ山形県後援会	永田秀昭	平成28. 8. 31
五十嵐ゆうじ後援会	五十嵐右二	平成28. 10. 11

## 山形県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成28年11月11日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
笹原 光 政	笹原みつまさ後援会	平成27. 12. 20
五十嵐 右 二	五十嵐ゆうじ後援会	同 28. 10. 11

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成28年11月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 募集期間等

募集種目	募集期間	試験期日	試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期
自衛官候補生 （男子）	平成28年11月19日（土）から平成29年1月20日（金）まで	平成28年12月11日（日）、同月12日（月）又は平成29年1月29日（日）	筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地	平成29年3月下旬又は4月上旬
自衛官候補生 （女子）	平成28年11月19日（土）から同年12月9日（金）まで	平成28年12月11日（日）又は同月12日（月）				

### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。